

令和8年第2回健康福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和8年6月22日（月）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
- （1）議案第12号 専決処分（白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
 - （2）議案第14号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - （3）議案第15号 白井市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - （4）議案第16号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - （5）閉会中の継続調査について
4. 出席委員
- | | |
|---------------|------------------|
| 長谷川 則 夫 委 員 長 | ・武 藤 美砂子 副 委 員 長 |
| 柴 田 圭 子 委 員 | ・小田川 敦 子 委 員 |
| 徳 本 光 香 委 員 | ・石 田 里 美 委 員 |
| 伊 藤 仁 議 長 | |
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 市執行部
- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 健康子ども部長 | 松 岡 正 純 |
| 保 育 課 長 | 高 瀬 剛 志 |
| 保険年金課長 | 石 田 典 子 |
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局
- | | |
|---------|---------|
| 議会事務局長 | 池 内 一 成 |
| 係 長 | 會 卓 也 |
| 主 任 主 事 | 石 井 治 夫 |

委 員 長 の 挨 拶

○池内一成議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、長谷川委員長より御挨拶をお願いいたします。

○長谷川則夫委員長 皆さん、おはようございます。昨日行われましたワールドカップの試合において、にわかサッカーファンを含め、日本チームの勝利には、皆さんが興奮されたことと思います。今日は議案4件を審議していただきますので、よろしくお願いいたします。

○池内一成議会事務局長 ありがとうございます。続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の健康福祉常任委員会では、議案の第12号、議案第14号から議案第16号の4議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様方には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池内一成議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

委員会会議につき、議事等につきましては、長谷川委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○長谷川則夫委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。

委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、健康福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

発言に際して、必ず挙手の上、委員長、私の指名に基づいて行ってください。

これから、日程に入ります。

- (1) 議案第12号 専決処分（白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○長谷川則夫委員長 日程第1、議案第12号 専決処分（白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 おはようございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議案第12号の質疑をさせていただきます。医療の上限額が今回109万から110万に上がることで影響を受ける世帯と、また、税収としての見込みなど、教えていただけたらと思います。

○長谷川則夫委員長 石田保険年金課長。

○石田典子保険年金課長 それでは、今回、改正となりました内容について2点ございます。そちらのそれぞれまず説明をさせていただきます。

まずは、限度額のほうの増額についてになります。令和7年度の数字に置き換えての算出となりますが、医療分を1万円増やしたことによる、限度額から外れる世帯は9世帯となります。

次に、そちらに関する影響額についてです。こちらについては、影響額は151万9,460円の増となります。これは、限度額を1万円引き上げたことで、今まで課税できない超過額が減った分、課税額が増加するという形になりまして、151万の影響額がございます。

続きまして、2点目になります。改正による2点目に軽減世帯の影響になります。こちらについては、先ほどと同様で令和7年度の世帯に置き換えての算出となりますが、新たに36世帯が2割軽減世帯となります。また、17世帯が2割から5割軽減世帯となり、合わせて影響を受ける世帯といたしましては、53世帯となります。

続きまして、そちらの軽減世帯の額への影響ということになりますが、先ほどの世帯のほうが動かれるということで、課税額の影響は104万5,208円の減額となります。こちらについては、保険基盤安定負担金として、国から2分の1、県から4分の1の財源措置があるものになります。こちら今回改正のほうで、大きくありました2点になります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第12号は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は承認することに決定しました。

(2) 議案第14号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○長谷川則夫委員長 日程第2、議案第14号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、配付されている資料に関する質疑は御遠慮ください。

質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 それでは、現時点で市としまして、家庭的保育事業を担う小規模事業に関して、国の基準の整合性のための改正であることは理解できますが、少子化、こういうニーズの多様化が進む中で、単に基準合わせるだけでなく、市としてのさらなる支援の在り方というようなことを考えていますでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○長谷川則夫委員長 議案からちょっと外れているようなところ、一般質問になっているような感じなんですけど、答えられますか。

高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 家庭的保育事業等の条例の改正に当たって、今後、保育の在り方というところでの支援等について、お答えをさせていただきます。

今回の家庭的保育事業等については、原則的には、地域で保育を充実させていくための小規模の保育施設というところになってきます。地方によっては、こうした小規模の保育というのが求められるような傾向がありまして、やはり大きい保育園、幼稚園等の整備が難しい場合等もありますので、そうした、こういう小規模の保育施設を充実させていくというところが、求められていくニーズ等が今後もあるかと思えます。

白井市内において、児童の数というのは減少傾向にあるところですが、保育ニーズはどんどん高まっているというところがある中で、やはり子育て支援というところが求められていくようなところになるかと思えます。今回の条例改正の部分とは直接、関わりが薄い部分というか、政策的な部分になるかもしれないんですけども、やはりそうした保育ニーズをカバーしていくところが

重要なところ、それが、子育て支援という形で市の施策の重要なところになってきますので、そこをカバーしていくことが求められていく中で、事業者の意向等もあるかと思うんですけども、そうした小規模保育等を実施していきたいというような事業者がいるようであれば、そこを市としても支援して、今でも、待機児童がまだゼロになってないという状況もありますので、できる限りカバーしていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 今回議案第14号、一番のポイントというのはやっぱり子どもへの性暴力防止法の制定の改定ということだと思うんですけども、ここに書いてあります第13条の改正は、こども性暴力防止法の制定に伴い、児童対象性暴力の防止に関する規定を追加されたんですけども、この法律の概要とか、条例改正の内容を教えてくださいませんか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 それでは、こども性暴力法の制定に基づく条例改正の部分について、説明させていただきます。

こども性暴力法については、令和6年6月に成立して、本年12月25日に施行予定となっている法律になります。この法律では、児童等に対する性暴力等が子どもの権利を侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るものであることから、学校、保育施設など、子どもと接する業務を行う事業者に対し、従事者による児童対象性暴力を防止する措置を講じることなどを義務づけるものとなっております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 ありがとうございます。

ただいまの答弁にもありましたように条文の中にも、必要な措置を講じなければならないと書いてあるんですけども、この措置の具体的な内容を教えていただけますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 それでは、必要な措置を講じなければならないとなっている部分について御説明をさせていただきます。

服務規律や、早期発見のための取組などのルールづくりであったりとか、職員の研修の実施、過去に性犯罪を犯していないかの犯罪事実確認等を行うものが必要な措置となっております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 恐れ入ります。犯罪事実確認と今おっしゃいましたが、具体的にどのように

行うか教えていただけますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 犯罪事実確認の方法について説明をさせていただきます。

国が整備を進めているこども性暴力防止法関連システム、通称、こまもろうシステムと呼ばれるシステムを国が今準備中でありまして、事業者がこども家庭庁に照会を行いまして、性犯罪歴がないかを確認するものとなっております。もし、性犯罪歴を確認した際には、そうした従事者を子どもに接する業務に就かせないなどの措置を行うこととなります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 もし、保育士の性犯罪歴があった場合、事業者に対して、対応方法について市のガイドラインなどを策定するとかというお考えはあるのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 性犯罪歴等があった場合の事業者等の対応方法ということで、国の示すガイドライン、それからQ&Aなどが出されております。こうしたものを活用しながら、対応を行っていくようにしていきたいと考えております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 保育士や保護者などからの通報によって、子どもが性犯罪の被害者となっていることを把握した場合、また、疑惑があった場合とかには、市の対応の窓口というのは、どこになるのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 市の対応窓口について御説明させていただきます。

子育て支援課、保育課、健康課で設置しているこども家庭センターが窓口となります。市で疑いがあると判断した場合については、児童相談所や警察などの専門機関につなぎ、連携して対応していくような形となります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 例えば学習塾とか学童や事業、そういういろんな事業者とか団体への、この法律を守るようにするためのアプローチなどは、どういうふうにしていくのか教えていただけますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 学習塾等、この法律で、性犯罪等を防止するための部分について御説明をさせていただきます。

この法律の対象事業者には学校、保育施設、児童福祉施設など、法律の遵守を求められている義務

対象事業者、それから学習塾、スポーツクラブ、放課後児童クラブなど、事業者から申請により国が認定する認定事業者というものがあります。認定事業者につきましては、認定を受けたい事業者がこども家庭庁に申請することとなっており、書類審査等が行われた後、認定が出されることとなります。認定を受けた事業者は、安全確保措置や犯罪事実確認、防止措置などの対策が求められるとともに、認定事業者マーク、通称、こまもろうマークを表示することができるようになり、法人として、子ども性暴力防止の取組を行っていることを周知することができます。

なお、認定は国が行いますので、こども家庭庁が中心となって制度の周知を行いますが、放課後児童クラブなど、市と関わりの深い法人については、市も認定を取得するよう、事業者に対する周知等を行ってまいります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 今の13条のところを続きで質問します。この14号に関しては、白井市家庭教育事業に係るもののこども版の新しい条例の制定ということになりますけれども、これは市の監督局のような、そういったことはこの条例の中には見受けられませんが、そこはどうなっていますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 それでは、今御質問あった内容は、家庭的保育事業等の監督の部分、監査であったりそういった部分かと思うんですが、地域型の保育事業を行っている事業所の指導監査等については、法律等でその所管庁が決まっておりますので、そこで行うようになります。この家庭的保育事業等については、市が管轄になりますので、定期的に監査等を行っている状況となります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうしますと、13条に定められている必要な措置、その中にはルールづくりであったり、研修であったり、犯罪事実の確認であったりということが先ほど答弁の中にありましたけれども、具体的にこれがちゃんと保育事業者がしているのかどうかというのは、監督になると思うんですが、これは市のほうで定期的にされていくのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 ルールづくり等の監査についてお答えをさせていただきます。

監査の項目に、今後追加されるようなイメージになって、そうしたところの対応をしているかどうかのチェックするような形になります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。ありませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 続けて質問します。この14号の中には、インクルーシブ保育の推進ということで、専門職のみなし保育士に関することが新しく盛り込まれています。そのことについて伺いますけれども、市が手がけているインクルーシブ保育、それから、国も改めてインクルーシブ保育を進めていく中で、この条例が入ったことで、市に貢献するとか、効果があるのでしょうか。その評価についてお聞きします。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 第29条、第31条などで出てくる理学療法士等をみなし保育士とする部分のインクルーシブ保育の御質問ということでよろしかったですか。

今回、今出てきた理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、心理職等について、一定の要件を満たす場合については、保育士1名分として、みなし保育士として参入できるような特例が設けられたところになります。この特例はあくまで保育でのインクルージョン、インクルーシブ保育等を推進する観点から設置、規定されたものとなってきます。国の通知の中でもそうした特定理学療法士等が、保育士としてみなすことによって、実際に園の運営の中でインクルーシブの視点、専門的な知識の視点から、保育を充実させていくということとともに、組織によっては、そうした保育士の確保等も難しい場合もあるかと思いますので、そうしたところも加味して、制度が緩和されたようなところになります。

見直し保育士ということで、いきなり、そうした専門職の方も保育をしてくださいというわけではなくて、保育士と合同で保育をしていただくというのが、国の通知の中でも示されております。そうしたことをすることで、小規模保育等の現場においても、インクルーシブ保育を推進して、保育の充実を図っていききたいというのが今回の改正になります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 29条の4項以降か、これに該当する専門職に関して細かく規定がされていました。現場の資格があることはもとより、障がいのあるお子さんの療育施設での実務経験、そういったことが3年以上であったり、5年以上従事するというような経験を重視されている部分も盛り込まれていますけれども、保育士としての教養をどう補うのかというところが条例の中には見受けられませんでした、そこはどうなっていますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 みなし保育士とした場合の保育の部分について、どのように対応していくのかという御質問だったかと思います。

今回、実際に条例改正の中では入っていないんですけども、国から別途通知が出されておまして、

子育てに関する知識及び経験を有するというのが示されております。これにつきましては、勤続年数が3年以上である場合というものであったりとか、そうしたものが無い場合については、子育て支援員研修という形で、保育の保育士資格等を持ってない方に対して保育の知識等を身につけてもらう研修等を県でも行っておりまして、そうした研修を受けることも例に挙げておりまして、そうした知識を持った上で、こうした理学療法士等の専門職に、保育に就いてもらうというような制度設計になっております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 立てつけ的にはみなし保育士ということではあるけれども、言語聴覚であったり、理学療法であったり心理であったり、専門性が非常によいという効果の高いものであります。そこは非常に評価はするんですけども、でも、やはり一番に来るのが保育士というところのその教養的な部分が、国のほうから通知が来ても条例にないというところが、ちょっと現場レベルとしてはどうなんだろうという疑問というか、心配があります。

やはり現場の中では、一保育士という部分も重要視されてくると思いますので、ここは市独自でも、やはり保育士教養的な部分を担保するために、入れたほうがよかったんじゃないかなと思うんですけど、そこは保育の質という点ではどのようにお考えになっていますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 保育の質を確保するために、どのようにすべきかというところの部分についてお答えをさせていただきます。

今回の第29条、第31条など、職員に係る配置についての条文が規定されておりまして、原則として、保育を行う者は保育士でなければならないというような規定があります。その規定のところで、直接的に表現が書かれているわけではないんですけども、児童に対して保育士の配置数が規定されておりまして、その中では、保育士1名以上が一つの部屋の中で確保されないといけないという理解になってきます。あくまでも、今回のみなし保育士につきましては、事業所全体で配置人数を1人分というような配置ができますというような規定になりますので、みなし保育士1人で保育をできるというような規定ではないというふうに御理解いただければと思います。

そうした上で国の通知にも基づき、保育士とみなし保育士が、合同の組やグループをつくって、保育をしていくことで、保育の質の低下をさせない制度となっておりますので、みなし保育士になったからといって、不足しているというようなところでは市では考えておりません。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 御説明は分かりました。

最後にもう一つ、確認したいところは、やはりみなし保育士として配属したその療育的な視点とい

うか、支援の在り方というものは、やはりほかの保育士とも共有すべき重要な情報だと思うんですね。その辺はやはり保育士ありきの条例になっているので、本当にインクルーシブな保育に役立つんだらうかというところが、この条例の中からは見えないんですが、現場としては、市としては、市だからこそそこをフォローしていく視点が必要になってくると思うんですけど、その点はいかがお考えですか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 インクルーシブ保育を園でどのように行っていくかというところの御質問だったかと思います。

実際に、こうした理学療法士等の専門職が入って、現場を運営していく、保育を提供していくといったところの中で、やはりその専門職の方だけが、インクルーシブ保育のアプローチをしていくわけではなく、保育士と連携しながら、連携というのは、やはり相談等をしながらどのようにすればその児童にとっていい保育になるか、そうした視点を考えながら保育士と相談、連携しながらしていくものがインクルーシブ保育になっていくと思います。

そこについては、やはり定期的な連絡会だったり、相談会を行うことでカバーができるものになってくるというふうに理解しております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 これ、市内でこのみなし保育の仕組みを取り入れようという動きというのはありますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 今のところ理学療法士等を配置して行っている事業所はありません。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ということは、現在、理学療法士とかが入っていて、その人たちをみなし保育士にしようという該当の施設がないという意味ですか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 そのとおりになります。

○長谷川則夫委員長 武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 小規模保育事業のところなんですけれども、今までゼロ歳から2歳児を対象としていたこの小規模保育事業に、この3歳から5歳児を対象とする満3歳以上限定の小規模保育事業が創設されたということの背景ですか、これを教えていただけますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 それでは、満3歳以上限定小規模保育事業が創設された背景について御説明をさせていただきます。

満3歳以上限定小規模保育事業については、平成29年より国家戦略特区における特例措置として実施されてきたところになります。集団生活を過ごすことが苦手な子どもなど、子どもの特性や家庭事情に応じた多様な保育ニーズへの対応や、少子化で大きい園が維持できない地域の保育インフラを守るため、2026年度から全国で一般制度化されたものとなります。特に地方においてですが、3歳で小規模保育事業施設を卒業した後に、幼稚園や保育園に行くこととなるんですけれども、近くにそうした園がない、すごく遠い園になってしまうなど、3歳の壁という問題も生じていたことから、こうした場合にも対応しやすいよう制度が緩和されたものとなります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 そうしますと施設の設備の基準とか、職員の配置基準なんかはどういうふうになっていくんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 施設の設備基準等について御説明させていただきます。

従来の小規模保育事業所A型、それから、保育所などと同様の基準の配置となります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 そうしますと、市内で満3歳以上限定の小規模保育の施設を設置する予定などはございますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 市内の小規模保育、満3歳以上小規模保育施設の設置予定なんですけれども、現状、3歳以上の受皿というのが確保できていることから、設置の予定はありません。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 条例第6条はこの地域の連携ということで、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整備ということです。この中で気になったのが、連携施設の確保をしなくていいという理由が、卒園後の受入れに関する整備のその理由が、満3歳以上限定小規模保育事業の連携施設の確保について、保育内容支援及び代替保育に関する連携施設のみとし、卒園後の受入れに関する連携施設の確保は不要とするためということなんですけれども、これが卒園後ということは、学校に上がるので、その保育施設は必要ないですよという、そんな理解で大丈夫ですか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お答えします。

満3歳以上限定小規模保育事業の卒園後ということになりますので、そうすると小学校に就学ということになりますので、不要というものになります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 みなし保育士の点なんですけど、今回1施設で1人まで、療育などの専門職保育士とみなしていいということで、みなし保育士制度が看護師に加えて拡大ということなんですけど、今回の変更で適用になる市内の事業所というのはどこでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お答えします。

今回の家庭的保育事業の条例改正で、市内で実施している事業所が小規模保育事業のA型、3施設ということになりまして、ひなた保育園・しろい、ひなた保育園ふおるてしろい、それから、白井ふたば保育園になります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 私が読み上げてもいいんですが、今回は、みなし保育士になる条件というのが重要だと思うので、ちょっと理学療法士などではなく、詳細まで御説明お願いします。〔「もう一度」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 もう一度。

○徳本光香委員 みなし保育士になれる職種や条件を全て御説明お願いします。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 それでは、みなし保育士になれる方というところで、今回の改正の部分について御回答します。

今回の対象となるのは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、それから心理担当職員、さらに、障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者が、指定されております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 書いてある内容だと、もう少しほかにもあるんじゃないかと思うんですけど、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員もしくは大学院において心理学を専修する学科など

で、課程を修めて卒業した人というのは入りますよね。それで、その後「または」と書いてあるのが私は気になっていて、「または」なので、理学療法士かつではなく、そうじゃない人でも、または障害児の療育に関する知識及び経験を有する者、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者と書いてあるので、この「または」のあとの人は、特に資格が要らないという可能性があると思っていて、その対象というのはどういう人ということになり、どういうふうに判断するのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 それでは、条文にある、または障害児の療育に関する知識の部分について御説明をさせていただきます。

ここににつきましては、国の通知で5年以上従事した経験等があるものについては、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に5年以上従事していたことを言うことと示されております。そうした対象の方が、今回のみなし保育士に当たるということになります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、みなし保育士の人を支援する保育士についてなんですけど、議案の3ページの4と書いてあるところの下から四、五行目を見ると、保育士または千葉県の区域に係る地域限定保育士と書いてあって、地域限定保育士の方も支援する側の保育士にできるということではないでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 委員のおっしゃるとおりとなります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 みなし保育士が保育を行う場合の条件の保育士による支援というのは、具体的にどんな状況や内容になるかというのが通知で来ていると思うんですけど、分かっている範囲で御説明をお願いします。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 みなし保育士が保育をする場合の支援につきまして、先ほども少し説明に出てきたところでありますけれども、こうした理学療法士等が保育を行う場合については、保育士による支援を受けることができる体制を確保するということで、理学療法士等と保育士が合同の組、グループを編成して、原則として、同一の保育室等において保育を行わなければならない等の内容が示されております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 5年間の勤務というのは、年間何日ぐらい働いていたら、何年とみなせるかというのが、政府へのパブリックコメントで質問あって、その時点では定まっていなかったんですけど、その後、政府のほうから具体的な通知というのがありましたか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 5年の従事の経験というところの詳細について、特に通知等はありません。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 同じところで、理学療法士等を配置した場合の人件費とかはどのようになるのでしょうか。加算されるのかとかいろいろあると思うんですけども、そこを教えてください。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 理学療法士等を配置した場合の人件費についてですが、家庭的保育事業等だけでなく、保育施設の人件費にあつては、国が定める公定価格の中で賄う仕組みとなっており、保育士だけでなく理学療法士なども含め、国が定める子どものための教育保育給付の中で賄うものとなっております。理学療法士等、そうした専門職を配置しただけでは加算はありませんけれども、障害児を受け入れ、こうした専門職を配置し、一定の要件を満たした場合については療育支援加算がつく形となります。また、市で行っている障害児等加配保育所補助金も活用することができます。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今のところですか。ちょっと今インクルーシブ保育のために理学療法士などを雇います。それは、その障害のあるお子さんを受け入れたときに、その人の療育を助けるために雇われています。そういう役目を持って勤めている人たちに、保育のほうもやっていった場合、そもそもの目的のことがおざなりになって、保育の質というのがそのまま確保されるのかなというところがすごく疑問なんですよね。専門職として来ているのに、保育のほうもやってねということになった場合、担保はされるんだろうか、本当にインクルーシブの拡大につながるんだろうかというのがすごく疑問なんですけど、何か国からその例示とかありますか、こういうときはこういうふうに考えるみたいな。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 今回の理学療法士等をみなし保育士として現場に入れていくという趣旨に関わる部分かなと思いますので、御説明させていただきます。

こうした家庭的保育事業等の小規模の保育施設に理学療法士等の専門職に現場に入ってもらって、児童を見てもらう。見てもらった上で、保育士とも情報共有をしていきますから、情報を共有してどのように接して保育を提供していくべきかという視点が入ってくることが一番大事なのかなと考えております。

そこで、今回、みなし保育士の方が保育できることが、逆にマイナスにならないかというような質問であったかとは思いますが、そういった専門職の視点によつての保育を検討していくというのが質の向上につながるものと考えております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 みなし保育士を雇うかどうか、条件などを確認するのはその事業所ということでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 議員のおっしゃるとおりとなります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 そのみなし保育士の方を雇った場合に、市にこういう体制になりましたという報告はしてもらうことになるのでしょうか。それを求めないのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 こうした専門職を配置して市への報告というのは、その時点ではないんですけれども、定期的に監査等を行って、職員の配置等を確認した上で、提出書類の中に出てきますので、そこで把握されるような形となります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 ちょっと違うところの内容にいきます。性犯罪歴があるかどうかということなんですけど、その部分、そういう歴の職員がいると分かった場合、それで首にするということはないということなんですけど、ですが、何か対応は必要だと思います。具体的にはどういった対応になるのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 性犯罪歴がいる職員がいた場合の対応ですけれども、基本的には、子どもと接する業務に当てないというような形で、子どもから離すということが基本的な措置の対応、方法として示されております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、あってほしくないんですけど、クラスを担当している教員のような立場の人であっても、別の職務に移ってもらうということになるんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 そうした事実確認がされた場合は、そういった対応等を検討する形になります。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 その結果というのは市に報告する義務は、学校などの今回チェックする義務のある施設には、市に報告する義務はあるんでしょうか。それとも各施設内のみで対応するんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 そうした対応を取った場合の報告ということなんですけども、その時々市へ報告するということはありません。ただ、監査等を通じてそういった確認をする場合はあるかと思っています。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 2つ確認させてください。今の13条のところですが、こまろうシステムで、犯罪事実確認をしましたと、そこで歴が出ましたと。そうなった場合の、これを調べた保育事業者の守秘義務、それから、市が監査をするということですので、その守秘義務、そういったところが条例には入っていないんですけど、もともとのこども性暴力防止法の中で、こういった当事者に対する守秘義務でいいのかな、何かそういうものはきっちり定められていますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 こども性暴力防止法に関わる措置等の内容での守秘義務等についてお答えをします。

ここについては、法律で整理されておりまして、情報管理措置というのを取ってくださいとなっております。こうした性犯罪歴等が特定性犯罪前科等の情報というのが重要な個人情報等になってきますので、そうした情報を誰でもが閲覧できるようなことがあってはならないというところもありますので、法律の方で厳格に見れる人を特定指定管理者等にするなど、そうした措置を講じるようなところが法律で求められているところになります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。

最後の質問ですけど、みなし保育士のところですか。こんな考え方で、イメージ合っていますかと

いう質問なんですけど、例えば、保育園に加配の必要なお子さんの保育園希望、入所希望がありました。今までは加配の保育士、保育士資格のある方を介助として、保育士をいろいろ探しているけど、なかなか見つからないから待機児童になっていたというケースも多々ありました。それが、地域限定保育士でも加配で入れるようになり、今回の法改正により専門性のあるみなし保育士もその加配として雇用することができるというそんな見方もできますか、実態としてはできますか、合っていますか、捉え方。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 お答えします。

今回のみなし保育士とされて入る専門職については、事業所全体で1名というカウントで計算することができます。その専門職の方がどのような勤務形態になるかというのは、その事業所ごとの雇用契約等によるものになりますけれども、そうしたところで条件を満たしている場合については、保育士としてカウントすることができるというような改正になりますので、そこは児童を受け入れられる可能性はあるというお答えになるかと思います。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに反対討論の方、ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 こちらの議案14号家庭的保育事業所等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正条例の制定に反対の討論をいたします。

性犯罪者を防止するという点については、問題ないと思っているんですけども、この議案の中に賛成できない部分があります。それはみなし保育士についてです。幾つか反対理由を言います。

1つ目に、障がい児なども受け入れて対応できるようにということで、インクルーシブ保育を進めるためというのが大きな理由として掲げられていますが、それならば、保育士とみなす必要は特になんないと思います。国が行ったパブリックコメントにも幾つか、保育士とは別枠で、療育の専門職を増やせるような制度にすればいいのではという意見がありまして、私はそうしたほうがよい連携ができるのではないかと思います。

また、私自身がこの条件に該当している言語聴覚士であります。障がい児の療育の指導を行う業務を5年以上やっていますし、公的な都内の療育施設で勤務したこともあります。そこで保育士とも連

携していました。それでもやはり直接にお子さんに関わると、専門知識や使う言葉や常識というのがかなり違って、お互いに学習会の講師になって、お互いの専門知識を初めて知るということもよくありました。ですから、仕事は個別の療育がメインで、集団保育のサポートぐらいはしている専門職もいるかもしれませんが、やはり保育士の専門性である複数の様々な年齢の子の命、安全を預かる技術や知識、食事、排せつ、睡眠の介助、集団生活の運営とか、感染対策等の保育士が専門に行う仕事を私が見てもらっているからやれるかという、かなり不安があります。

パブリックコメントでも、国に対してそうした知識を新たに言語聴覚士などが学んだりする、資格を取る際の条件に変更はあるかという質問があるんですけど、そこには何ら変更ありませんと書いてあるので、特にみなし保育士になるという制度になっても、その知識を得る場というのは本人やその施設が意識が高くて、研修を受けさせない限りは、その現場にいたということだけが条件なのでクリアできてしまうということになります。そうすると、事故も起きかねないかもしれないと思っています。

それから、ほかの理由として、保育士の支援体制というのを条件にされていて、これが施設内に保育士がいればいいということではないというのは分かりました。同じグループとか同じ部屋の中で見るということなんですけど、これもパブリックコメントに懸念が載っていたんです。小規模保育の施設というのはもともと職員が少ないので、そこにみなし保育士が入った場合、その人を指導したり、きちんと見ている責任というのが増すと、見る側の保育士の仕事も増えるのではないかとあります。

根本的には、保育士の給料を上げてしっかり増やすということが必要で、それとまた別で、療育などの専門職を増やすということをやはりやらなければならず、インクルーシブのためというふうに言って、保育士不足を補う目的も担っているという変更は少し危険だと思います。

以上、反対理由です。

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論はございますか。

討論はございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は11時10分。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 10 分

○長谷川則夫委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(3) 議案第15号 白井市乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○長谷川則夫委員長 日程第3、議案第15号 白井市乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、資料に対する質疑は御遠慮ください。

質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 第13条の2のところに付随している児相等対象業務従事者に係る犯罪事実確認、これは業務に従事する以前のことも含まれるのか、そういうことも含めての必要な措置を講じるとありますが、説明をお願いいたします。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 性暴力防止に関する従事者への対応の御質問、犯罪事実確認した際についてお答えします。

この制度の内容としては、こども家庭庁が整備する予定となっている、こども性暴力防止法関連システムに基づいて、どこまでの犯罪が登録されるかというところの詳細までは分からないんですけども、過去の部分も含めて犯罪の履歴が登録され、そうしたシステムと従事者の情報に該当した方について、必要な措置を講じていくことになってきます。ということで、過去の部分も該当してくると理解をしております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

石田委員。

○石田里美委員 それは過去が例えば性犯罪歴も、分かったら事実確認ができたときには、必要な措置を講じるということにつながりますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 こども性暴力防止法の中では、特定性犯罪ということで、不同意わいせつ、不同意性交等、そうした性犯罪に係る部分の内容がシステム登録されるということになりますので、事

業者は措置を講じていく必要が出てくるということになります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。ありませんか。

徳本委員。

○徳本光香委員 白井の対象事業者はどこになるのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 この乳児等通園支援事業の市内の対象事業者ということについてお答えをさせていただきます。

こども誰でも通園制度につきましては、公立保育園で清水口保育園、南山保育園、小規模の施設になりますけれども、ひなた保育園しろい、ひなた保育園ふおるてしろい、幼稚園で英幼稚園がこの誰でも通園制度のほうを提供しておりますので、この5事業者になります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

追加答弁ありますか。

高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 先ほどの石田委員からの御説明、質問があった内容について、一部補足をさせていただきます。

特定性犯罪歴については、刑等が確定した上で、10年を経過しないものが登録されていくようになりますので、犯罪によって期間が変わってきますが、過去の全てではないというところで補足をさせていただきます。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 確認ですけど、議案14号にも追加されましたし、15号にも追加されましたし、要は12月から施行されるこどもに対する性暴力防止法に関する条例整備という認識で私はいるんですけど、それでよろしいですね。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 議員のおっしゃるとおりとなります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 これもまた確認ですけれども、これで犯罪歴を見に行く、見にいかないというのは事業者の任意であって、全員が入っている人、入っている職員全部チェックするとか、そういうようなシステムではないという私は認識をしていますが、それでよろしいですか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 システムでチェックする内容のついての確認だったかと思います。

義務対象事業者については、性犯罪の事実確認等をしなければならない義務を負っている形となります。実際にそうした今働いている人たちが、子どもと接するような業務について、性犯罪歴ある人をそうした業務に就かせないところがこの法律の目的になりますので、継続的に働いている従事者については、全てチェックしていくというのが法律の趣旨というふうに理解しております。それぞれ事業者ごとに対応をしていくところになりますが、そうした取組が行われているかというのは、監査等でチェックしていくような形になります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 議案15号に賛成します。

この議案については、児童対象の性暴力等を行っている職員がいないか、義務対象になっている市内で言うと5施設について、全員、過去の性犯罪歴を調べて、また何かあった場合にも適切に保護するというため、また、必要な措置を講じるためということのみの改定になるので、賛成いたします。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかに討論ございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第16号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

○長谷川則夫委員長 日程第4、議案第16号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けていますので、これより質疑を行います。

なお、資料に対する質疑は御遠慮ください。

質疑ございますか。

武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 議案第16号と、満3歳以上限定小規模保育事業の改正とありますが、先ほど
議案第14号にもありました。満3歳以上限定小規模保育事業に伴う改正と同じ内容になりますでし
ょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 議案16号におきましても、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたこと
に伴い、所要の規定の改正等を行うものとなりますので、同様のものとなります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 それでは、条例の37条について伺います。まず、37条の趣旨の説明をお願いし
ます。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 37条、利用定員についての規定について、趣旨を御説明させていただきます。

今回、特定地域型保育事業において、各サービス、事業ごとの利用定員を定める項目がこの37条に
なっておりまして、特に大きく改正が入っているところにつきましては、37条の第2項、第3項のと
ころになりますけれども、満3歳以上限定小規模保育事業のほうで創設されたことに伴い、今までの
3歳未満の小規模保育の部分等の特定地域型保育事業等ですと、その内容を切り分ける形で整理のほ
うが入っております。

2項については、満3歳以上のほうを除くような形での規定の整理、それから、新しく新設された
3項の項には、満3歳以上限定小規模保育事業に限る整理ということで、利用定員を定めるような規
定が追加されたものになります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 ありがとうございます。分かりました。

あと利用定員、これは国が示す利用定員そのままを市も実施することになりますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 委員のおっしゃるとおりとなります。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。

あと最後に、特定地域型保育事業について説明をお願いします。

○長谷川則夫委員長 どの辺を説明していただきたいか。

○小田川敦子委員 特定地域型保育事業とはという。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 特定地域型保育事業について御説明いたします。

先ほど、第14号のほうでは、家庭的保育事業等というような言葉が出てきたんですけれども、この条例においては、特定地域型保育事業という形で事業のほうが整理されております。ちょっと言葉は違う、法律上と言葉が違うんですけれども、内容としては同じ内容を指しておりまして、この事業の中では家庭的保育事業、それから小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業等がありまして、満3歳以上限定小規模保育事業もこの中に入ってくるというような全体的な整理となっております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。

あともう一つ、これ、条例50条以降から登場するのかな。特別利用地域型保育、特別利用地域型保育も、これについても御説明をお願いします。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 それでは、51条のところから出てくる特別利用地域型保育について御説明をいたします。

ここの中では、特別利用地域型保育というのと、その後には、特定利用地域型保育というような言葉が出てきます。特別利用地域型保育については、教育体制の整備が不十分な地域において、特定地域型保育事業者が、教育認定を受けた子どもに対する保育を提供することについて、この特別利用地域型保育という言葉を使っております。

それから、もう一つ出てきた特定利用地域型保育につきましては、教育・保育体制の整備が不十分な地域において、満3歳以上保育認定子ども、先ほどと違って、教育ではなく保育認定を受けた子ども

もの部分について、特定地域型保育事業者からの保育を受けることができる場合について、この特定利用地域型保育というのを指しております。

ちょっと言葉が分かりづらいところがあるんですけども、これまで地域によっては、満3歳以上になったタイミング等で、近くになかなか幼稚園に行っていないと学区園に行けないとかといった場合について、暫定的に今まで使っていた、この地域型保育事業のほうを使えるというような一部、場合によってはそうした対応ができるというような緩和した規定になっておりますので、できるだけ地域の実情に応じて、その児童に応じて対応できるような余地を残しているというふうに理解いただければと思います。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、ある特定のエリアに対する保育展開の項目なのかなということを考えると、これはそのまま白井には適用にはならないと思って大丈夫ですか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 白井市内では、この特別利用地域型保育等を使っている場合はありません。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第16号は原案のとおり可決されました。

(5) 閉会中の継続審査について

○長谷川則夫委員長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

執行部が退席されます。少々お待ちください。

委員の皆様申し上げます。

委員長報告作成のため、各委員より主な質疑、たくさん出ましたけれども、特に改正に沿った質疑内容としてお出しいただきたいと思います。また、討論に関しても、提出していただくようお願いします。

皆様のお手元に記入用紙を既に配付しておりますので、記入の上、あした20日、〔「23です、すいません」と言う者あり〕23日ですね、20日と書いてある、23日までに事務局へ提出願います。

なお、委員長報告作成に当たっては、委員長に一任されたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、健康福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前11時29分